

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区横大路千両松町9番地1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本ウエスト株式会社 代表取締役社長 長田和志			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	6台	0台	0台	6台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0台	0台	0台	0台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の担当者が上長に報告後、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンを回収を依頼するようにマニュアル化、運用している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	週次点検、月次点検を実施。夏期の重使用期間に備えての点検を6月に実施した。			
	廃棄時	廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受取、冷媒用代替フロンが外周されたことを確認してから機器を廃棄するよう取決めを行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。